

内灘町狩猟免許取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 有害鳥獣の減少と農作物の被害抑制を目的とし、有害鳥獣捕獲従事者となりうる者の増加を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第39条第2項に規定する第一種銃猟免許及びわな猟免許の取得並びに同法第55条第1項に規定する狩猟者の登録に要する経費に対して、予算の範囲内において内灘町狩猟免許取得助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、内灘町補助金交付事務取扱規則(昭和57年内灘町規則第19号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者で、新規で狩猟免許を取得したもの
- (2) 石川県に狩猟者登録をした者
- (3) 一般社団法人石川県猟友会河北支部に加入し、有害鳥獣捕獲従事者として有害鳥獣捕獲業務(以下「業務」という。)を遂行する意思があり誓約する者

(助成金の対象及び交付額)

第3条 助成金の交付額は次のとおりとし、交付額の上限は3万円とする。

- (1) 第1種銃猟免許 3万円
- (2) わな猟免許 1万円

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書及び誓約書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 鳥獣保護法第43条に規定する狩猟免状の写し
- (2) 鳥獣保護法第60条に規定する狩猟者登録証の写し
- (3) 鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第7条第1項に規定する
猟銃所持許可証の写し
- (4) 一般社団法人石川県猟友会河北支部会費の領収書の写し

(助成金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、その交付を決定し、当該申請者に助成金（交付、不交付）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6条 前条の交付決定を受理した申請者は、助成金交付請求書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、申請者がこの要綱の規定に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 町長が助成金を交付することが不相当と認める事実があったとき。
- (3) 申請時に行った誓約を違えたとき。

(助成金の交付決定の取消しの特例)

第8条 申請者は、交付決定後において、本人の責めによらない理由により業務を遂行できない場合は、申立書（別記様式第4号）を提出することができる。

2 町長は、前項の申立書の内容を審査し、特にやむを得ないと認めた場合は、交付決定を取り消さないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する